

議案第70号

逗子市市税条例の一部改正について

逗子市市税条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市市税条例の一部を改正する条例

逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第27項の2から第27項の4までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「平成28年度分」を「平成29年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の逗子市市税条例の規定は、平成29年度分の軽自動車税から適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の公布に伴い、三輪以上の軽自動車の税率の特例措置を延長することから、改正の要あるため提案する。